



目 次

1. 新年挨拶

「新年の御挨拶」	……………京都土地家屋調査士会	会 長 安 井 和 男 …	2
「新年のごあいさつ」	……………京 都 地 方 法 務 局	局 長 幸 良 秋 夫 …	4
「ご 挨 拶」	……………(社)京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長 渡 邊 正 平 …	6
「新年にあたり」	……………京都土地家屋調査士会政治連盟	会 長 田 中 牟 …	7
「境界問題相談センター」	…設立に寄せて 顧 問	弁護士 谷 口 忠 武 …	9

2. 土地家屋調査士のあたらしい時代へ …………… 11

3. 業務研修会 ……………広報部 岩 鼻 良 久 … 13

4. 測量研修 ……………広報部 栗 井 紀 光 … 16

5. 近畿ブロックソフトボール大会 ……………広報部 藤 村 勉 … 17

6. 近畿ブロック協議会 第21回親睦ゴルフ大会に参加して ……城南支部 森 井 雅 春 … 19

7. 高知旅行記 ……………財務部 橋 爪 美 國 … 21

8. (社)京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

第21回通常総会報告	……………(社)京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会 …	22
------------	-----------------------------	----

9. 新しい時代の土地家屋調査士に期待 ……………広 報 部 … 24

10. 支部だより

韓流ブームの中、新しい年を迎えて	…みやこ南支部 支部長 金 安 有 実 …	25
------------------	-----------------------	----

雨二モ負ケズ	……………嵯 峨 支 部 前 野 新 治 …	27
--------	------------------------	----

少子高齢化社会を迎えて	……………城 南 支 部 副支部長 中 村 良 三 …	29
-------------	-----------------------------	----

11. 平成17年度 土地家屋調査士試験合格者 …………… 31

12. 相談会報告 司法書士・土地家屋調査士による登記・法律無料相談会を開催して

城 南 支 部 支部長 森 井 雅 春 …	32
-----------------------	----

13. 筆界特定制度 平成18年1月20日から …………… 33

14. 京都会ホームページが新しくなりました …………… 34

15. かわら版「ちょうさし京都」を発行 …………… 35

16. 会 員 異 動 …………… 36

17. 部会活動報告 …………… 38

18. 編 集 後 記 …………… 48





新年の御挨拶

京都土地家屋調査士会
会長 安井 和男

会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

昨年は会長職3期目のスタートであって、ADRの構築や会館建設の立ち上げ、筆界特定制度への対応を主目的に、その一手段としての研修を本年度の最重要課題と位置付け進めて参りました。研修会の詰めすぎや北部会場での開催等色々ご意見も頂いておりました。回数の多さに対しては、改革の流れであり今やらねばならない内容ばかりであります。厳しくきついの御意見もあろうかと思いますが何卒御理解の程宜しくお願い致します。又北部での開催の検討は、今研究部でオンライン同時開催と云う考え方で検討致しておりますこと中間報告とさせていただきます。

今、土地家屋調査士には『地図と境界と調査士』このキーワードが当てはまるだろう。

法務省では毎年、全国的に地図混乱地域を中心に不動産登記法14条地図作成作業を進めています。地権者の立会の下、正確な土地の境界の測量を行い、現地復元性を有した地図の作成である。一方国土交通省でも地籍整備の推進を図っているが、大都市での地図作成の進捗率は極めて低く、全国平均45%に対し都市部では18%、京都・大阪は僅か3%である。

昨年京都地方法務局より不動産登記法14条地図作成作業の依頼がありました。京都では昭和62年に城陽市において17条地図作成作業1Km²を完成させており、それ以来の実施であります。今回も京都土地家屋調査士会に所属する会員の総力を結集し、京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会が受託し、土地家屋調査士と京都地方法務局で市民の皆様の協力を仰いで実施して参ります。会員の皆様には事業の御理解と御協力の程、節にお願い申し上げます。

この作業を契機に毎年実行されていけば、明治時代に作成されたのが大半である各登記所の公図から境界紛争の起こらない立派な地図が徐々に登記所に備わって参ります。明治の先人が精度こそ今に比すと問題になりませんが、その時代の要求を満たした公図を全国的に作成された事には、多大の評価と敬意を贈らなければなりません。そして今の私達は先人に見習い、より多くの14条地図の作成の為、ボランティア活動の精神も多分に含めて臨んで行かねばならない。登記所に1枚でも多くの14条地図が備わるよう、私達調査士がその必要性和公益性を十分に理解し、モチベーションを高めて臨んで行かねばならないと思っております。

もう一方の境界についてであります、1月20日より不動産登記法に盛り込まれた筆

界特定制度がスタート致します。土地の境界（筆界）でもめている、立会いに応じてもらえない等、土地の境界が確認できない場合に土地の所有権登記名義人等は、京都地方法務局長が指定した筆界特定登記官（本局）に対し、筆界特定の申請が行えることになりました。今まで境界の確定が出来ない場合、裁判による境界確定訴訟か調停の選択肢しかなかったのが、新たな制度として府民の皆様にご利用頂けることとなり、その選択肢が広がった訳であります。今まで数年掛かっていた訴訟に比して最大6ヶ月を目途に解決していく制度であり、相当の利用が見込まれるのではないかと推測致しております。

申請には境界位置の状況を明らかにした測量図面の添付が必要であり、その専門性が認知された土地家屋調査士に筆界特定の申請代理権が付与されました。又、筆界特定登記官が筆界特定をする為に、その事実調査や解析、意見を提出するための調査委員に、法務局長より任命された土地家屋調査士が携わることも法に明文化された訳であります。

今年は特に土地と境界に関し、14条地図作成、筆界特定の他、2年後には新会館の建設と同時にADR、仮称『京都境界問題解決支援センター』を開設する方向で事業を計画致しております。

平成13年に司法制度改革の審議会意見書が閣議決定されて以来、着々と進む速い流れの改革に遅れるな、流れに乗ろう、の思いが、今現実味を帯びてきた感がしているところであります。社会への貢献がどれだけ出来るか解りませんが、その精神は持ち続けて進めて行かねばならないと考えております。

会員の皆様には、今後とも本会事業への御理解と御協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。新年のご挨拶と致します。

新年のごあいさつ



京都地方法務局長 幸良 秋夫

新年明けましておめでとうございます。

京都土地家屋調査士会の会員の皆様には、お元気で平成18年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、貴会と会員の皆様方には、地図整備事業をはじめ当局の登記行政に対する格別の御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国では、現在、21世紀にふさわしい社会経済システムを構築するため、社会、経済のあらゆる分野において構造改革が推進されていますが、行政においても、規制改革、民間開放の推進などの改革、簡素で透明性が高く、公正で信頼できる行政運営が求められるなど、行政を取り巻く情勢も大きく変化しています。

このような状況の下で、当局は、法務局が将来にわたって国民の皆様から期待される組織としてその重責を果たしていくために、登記事務のコンピュータ化を始めとする所掌事務の更なる簡素・効率化に努めるとともに、登記所の適正配置の推進等により、より質の高い行政サービスが提供できるよう様々な施策を積極的に取り組んでいるところです。

その第一が高度情報化施策の推進です。当局におきましては、不動産登記につき本局不動産登記部門をはじめ10庁がコンピュータ庁として稼動しており、目下移行作業中の木津出張所は本年3月に、また舞鶴支局は来年2月にオープンする予定です。法人登記については、管内11か所の商業法人登記所のうち、本局法人登記部門をはじめ9庁がコンピュータ庁として稼働しています。また、登記情報交換システム及び登記情報提供システムにつきましても、不動産登記、法人登記を取り扱うコンピュータ庁全部においてそれぞれ稼動しておりますし、登記申請のオンライン化についても、本局法人登記部門において一昨年11月22日から、不動産登記についても昨年11月28日から本局不動産登記部門及び伏見出張所において事務の取扱いを開始し、本年2月には京田辺出張所においても開始する予定です。証明書のオンライン請求も、昨年11月から本局不動産登記部門、法人登記部門及び伏見出張所で取扱いを始めています。

また、地図のコンピュータ化の事前準備として位置づけられている地図管理システムの導入につきましても、不動産登記部門、伏見出張所、嵯峨出張所、京田辺出張所で数値化作業をほぼ終え、今年度はさらに向日出張所、亀岡出張所においても作業を行っており、登記業務全般において、今後も引き続きIT化の進展に向けた施策を進める予定をしています。

ます。

第二は、地図整備の推進です。昨年4月に成立し、公布された新たな筆界特定制度の創設を柱とする不動産登記法等の一部を改正する法律が本年1月20日に施行されます。御承知のように、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決及び地図の整備に資するため、土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界特定登記官が、筆界調査委員の意見を踏まえて、土地の筆界を特定するというものですが、調査士会や会員皆様の御協力を得ながら、円滑に運用をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、平成18年度には、京都市内のD I D地域において、法第14条第1項地図作成作業を予定しています。当局においては、約20年振りの地図作成作業であります。円滑に実施して成果を上げる必要があります。皆様に御協力をお願いすることがあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

終わりに、本年が京都土地家屋調査士会にとりまして実り多い年になりますよう、また、会員の皆様方のますますの御健勝と御発展を祈念いたしまして、新年のごあいさついたします。

ご 挨拶



(社) 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 渡邊 正平

新年あけましておめでとうございます。

諸先生方に於かれましてはご家族お揃いで健やかに新年をお迎えの事と思います。

私儀、社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、協会という）の理事長に就任させて頂き早いもので 4 ヶ月程経過を致しましたが、今更乍その職務の重さを痛感する毎日でございます。

昨年 3 月 7 日には不動産登記法の改正、そして同 3 月末を以っての京都府との登測協システムの解消等々、当協会を取り巻く環境は大きく変わって参りました。

それにも増して特に目前に迫って参りました公益法人の抜本的見直しは当協会の根底を揺るがす極めて大きな問題であると認識しております。

社会から求められる公益性とは何か、この点は誠に見解の分かれる問題ではございますが、唯一はっきりしている事は、当協会に課せられたものは不特定多数国民の利益に繋がる業務遂行であると思っております。

その意味でも府下全域を網羅し、地域慣習にのっとり官公庁からの受託業務を敏速に、正確に処理担保していく事が最も大切なものと思っております。

貴会に於かれましてはいち早く時代の要請に即応すべく研修会を重ねられ、会員資質の高揚に努められている処であります。当協会もその意味する処を十分に認識し、資質の向上と職業倫理の高揚に努力する事は無論の事、社員間の対話による協調とあらゆる情報の共有化に努め、より一層地域の皆様に信頼される公益性の高い専門家集団としての道を歩むべく一丸となって努力する覚悟でございます。

今後共、変わらぬ力強いご支援ご協力の程切にお願い申し上げる次第であります。

末筆ながら、諸先生方のご健勝と益々のご活躍をご祈念し新年のご挨拶と致します。

拝

新年にあたり



京都土地家屋調査士会政治連盟

会長 田中 牟

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は衆議院総選挙が行われ、自民党の圧勝という結果となりました。

加えて京都市議会議員上京区の補欠選挙も同時に行われ、我が京都土地家屋調査士会員であります寺田一博会員が立候補されました。そして見事当選を果たされました。

京都土地家屋調査士会の皆様並びに政治連盟の会員の皆様には大変など理解とご協力、そしてご尽力を頂きました。改めましてここに厚くお礼を申し上げます。

又、近畿ブロック各単位会の政治連盟会長より励ましと陣中見舞を頂きましたこともここにご報告申し上げておきます。

誠にありがとうございました。

寺田一博会員からも、東奔西走の選挙活動後、当選の翌々日からは市議会本会議に出席するという多忙の毎日であった旨の報告を頂いております。変革の時、京都市議会を舞台に大いに活躍されることを期待しています。

さて、不動産登記法の改正に伴い、我々土地家屋調査士の日常業務も変化への対応が求められているところであります。民事局参事官清水響様が「不動産登記法等の一部を改正する法律の概要」として民事月報vol.60.5（平成17.5）の中で論説・解説をされておりますように、筆界特定の制度に関する規定の解説がありますが、我々はこれを熟読して理解を深め、能力の向上に寄与するための資料として日常業務に活用すべきであります。

又、新たな筆界制度について京都地方法務局幸良秋夫様の講演もいただきました。特に筆界特定手続について、

1. 筆界特定の申請
2. 申請書の審査及び却下
3. 公告及び関係人への通知
4. 筆界調査委員の任命及び指定
5. 筆界調査委員による事実の調査
6. 筆界特定登記官による意見聴取等の期日の実施
7. 筆界調査委員による意見の提出
8. 筆界の特定

9. 筆界特定の公告、通知

10. 筆界特定手続記録の送付、公開、登記記録への記録等

11. その他

以上のような流れについて非常にわかりやすく参考になる事例を示しての講演でありました。その中で、私が実際の日常業務において処理した業務内容と、未だ処理できない業務とを重ね合わせながら拝聴いたし、大変勉強になりました。

幸良局長様、本当にありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

又、我々土地家屋調査士の業務の中には、境界訴訟の中で原告あるいは被告の代理人である弁護士の先生方から現況測量、双方の主張する線を図示するための調査測量を依頼されるケースもあります。土地家屋調査士としての私見を問われる場面もあります。そんな時、本当の意味での能力を痛感し、資料の収集・解析、現況の調査等をいかにまとめて報告するかの困難さを身をもって体験いたしました。これから益々土地家産調査士の業務は変化し、新たな活躍の場も増えていくことでしょう。まだまだ勉強不足であることを肝に命じ、土地家屋調査士としての能力向上を訴えてやみません。

「境界問題相談センター」設立に寄せて



弁護士 谷口 忠武

1 土地家屋調査士，司法書士，弁理士，税理士など法律事務関連士業においては、司法改革の法律改・制定手当が済み、実現段階の産みの苦しさを味わう段階になっています。

私は、今時司法改革の黎明期である平成11年度に、日本弁護士連合会の副会長として、法律事務関連士業との関係の検討に関わりました。改革の制度設計が出そろい、実現段階を走り始めた今、説明しようのない感懷を抱いています。

2 弁護士法72条は、紛争性のある法律事務（紛争性の要件が必要かどうかについては争いがあります。）について、これを業として扱える職種を弁護士に限っていました。

今回の司法改革の柱の一つは、法律事務を独占する弁護士の数が不足しているとの批判を背景として、「国民の利便性の観点」から、弁護士法72条の垣根を低くして、弁護士以外の法律事務関連士業者の法律事務への参入を認めてはどうかというものでした。（主として政府規制改革委員会の主張）

土地家屋調査士会が、ADR（境界問題相談センター）を立ち上げたり、一定の要件のもとに、土地家屋調査士にADR代理権を認めたりしたことがその成果になったわけです。

3 理屈っぽい話ばかりで恐縮ですが、「一定の要件」が課される理由について解説させていただきます。

紛争性のある法律事務は、いわば社会生活上の病気であり、弁護士はこの病気を治療する医者であると譬えることが出来ます。

医者が治療を間違えると大変危険です。そこで国は、法律で、医業を行うものを医学部という養成施設を卒業し、厳格な国家試験に合格したもののみにも認めているのです。（業務独占）法律事務についても、同様に、主要法律科目を履修し、司法試験という厳格な試験に合格した者だけにその取り扱いを認めていたのです。

このたび、「国民の利便性の向上」という旗印の下、関連士業に一部解放しようと言うことになったものです。

しかし、危険業務の取り扱いを開放することには代わりありません。この危険を少しでも和らげるために、一定の研修を義務づけたり、弁護士との協働代理を要件にしたりしています。

4 最後に、「説明のしようのない感懷」と書いた私の心の内を白状しておきます。

司法改革のためといって、弁護士数を飛躍的に増加させることになりました。加えて、司法書士や弁理士に大幅な法律事務取扱の権限を開放しました。競争激化する弁護士の業界はどうなっていくのだろうか？

めったやたらに新しい法律が出来る。IT化関連の法律改正が加わりさっぱりわからん。他人の責任ある事件をあずかる仕事だけにプレッシャーが大きい。新しい法令も一生懸命追いかけるのだが、いかんせん年齢のせいかわるより忘れる方が早い。息子をはじめとする事務所の若い弁護士に依存する率が高くなる。そろそろ引退準備にかかろうかなどと考えることにもなる。

そもそも法律が多いと言うことは決して良いことではないのではないか。老子も「天下忌諱多くして民ますます貧し」といっているのではないか、等と負け惜しみを言ってみたくなる。

(平成17年10月6日記)

土地家屋調査士の あたらしい時代へ

～臨時総会で「会館建て替え」「境界問題支援センター設立」を承認～

年始めの1月13日、例年は「新年協議会」と題し、新しい年が始まり今年一年が良き年であるように祝う会合であったが、平成18年の最初の会合は京都土地家屋調査士会が、昨年の不動産登記法、土地家屋調査士法の改正を受け土地家屋調査士の新しい時代に対処できる団体として新たな決意（決議）を行う臨時総会となった。



年頭にあたり会長より、1月20日から実施される「筆界特定申請」、ADR 特別研修。全国では、土地家屋調査士連合会認証局の開設、公益法人制度の抜本的かつ体系的な見直しを行う旨の閣議決定により公共嘱託登記土地家屋調査士協会の公益性の問題。また、京都では10数年ぶりに実施される不動産登記法に定める地図の作製、と本年は多くの事業が山積されている。と挨拶があった。

この臨時総会で承認される議案は2つ。

第1号議案「京都境界問題解決支援センター設立承認の件」

第2号議案「会館建て替え承認の件」。



第1号議案。安井会長から、「連合会では土地家屋調査士の専門性が十分に発揮できるよう、裁判における専門員の推薦や、全国的にADRの設立の趣旨と必要性を訴え相談センター等の立ち上げを推進し、現在10の単位会が境界問題相談センターを設立した。京都会においても、司法制度改革の流れであり社会の要望であり専門家の責任である、ということで取り組みをはじめ、その準備期間を終えたので設立を決意し提案した。」と述べた。後、設立趣意書を朗読し、引き続いて京都での支援センターの概要、設立までの工程を麻島副会長より送付した総会資料に基づき説明がなされた。

質疑にうつり2～3名挙手があり指名された会員は、予算概要は理事会では資料としそれをもって協議したのではないか、との質問。麻島副会長は、理事会では資料として配布

し予算概要を説明した。既に設立された他会のセンターの資料を参考し計画すれば、設立までに約 480 万円。運営には年間 430 万円ほど必要で収入が 230 万円程度と予想される。が、あくまで概要であり今総会の資料とはできなかった。しかし定時総会までにはきっちりとした予算案を提示できるであろうと回答。つづいて、ADR の運営に関し、会とは独立した組織でされるのか、との質問には、いずれはそうになるであろうが期日を限ることはできないと回答。その後も運営と予算に関連した同様な質問がつづき議長は採決に入ろうとしたが、期限付きでの承認としたいとの意見がだされ、その提案の採用をめぐりしばらく議場は混乱。進まない議事に業を煮やした会員から、この先我々の制度を考えれば隣接法律専門職として土地家屋調査士の専門性を発揮できる機会に何を躊躇することがあるのか、執行部には運営について負債が継続しない方法を十分検討、努力してもらい会員に理解を得て、法律家として貢献できる ADR を設立してほしい。との発言に、提案者は、支援センターの設立に反対という趣意ではないとし、一時は混乱した議場もようやくまとめられ採決となった。会場出席の約 90 名のほとんどが挙手し第 1 号議案は承認された。



第 2 号議案。大西総務部長から会館建て替えに至るまでの経緯。安井会長から会館建設には今の時代に流れや未来への展望の観点から、会員の立場や社会の要請の立場でその思いを述べるとし、会館は社会性に富んだ優しいものであってほしい、ADR への対応、IT、研修の合理化、資料の収集保管にたえられ、本会・公嘱協会・政治連盟が一カ所に。未来に視点をおいた状況を基準と考え判断していくことが肝要であると信じている、と会館建設への思いを発言したのち、森井会館建設委員長から「会館建設趣意書」が読み上げられその後質疑となる。

本議案もやはり予算への関心が高く資金についての質問がされた。回答は大西総務部長が会に資力あることを十分説明。他に会員からは、設計に関してコンペなどの方法も広報にはよいのではないか。また、建設費用節約にも努力してほしいとの要望もだされた。

採決の結果は会場出席者のほぼ全員の賛成により承認され新会館建設に向け計画を進行することとなった。

新しい年の始め、土地家屋調査士の未来のために議案が 2 つ承認された。筆界特定、紛争解決、地図作製・・・研鑽された法律と技術の専門家『土地家屋調査士』の新しい年がはじまる。



第3回業務研修会

本年度、3 回目となる業務研修会が平成 17 年 10 月 20 日 学校法人池坊学園「こころホール」にて開催されました。会場には会員 120 名が出席し熱心に受講した。

安井会長の開会のあいさつから始まり、本日の内容にそれぞれ専門の講師をお招きし約 1 時間程度 3 つの講義をしていただいた。

①「戸籍等の取扱い、人権について」

講師 京都市人権文化推進課 担当課長 上田 誠 様

まず、講師より人権の話（人権の大切さを承知の上）より、業務に照らしあわせた話をさせていただきますとの説明。

資料 「業務をとおして考える人権」 「BASIC」 「一人ひとりの生き方を大切に」

講師は京都市職員ですが京都市だけでなくどこの市町村でも通じる話ですといったところから講義に入る。内容は「業務をとおして考える人権」をパワーポイントを使い戸籍の不正取得事件を説明。

「事件の概要」

職務上請求用紙を調査会社に対して不正に譲渡

職務上請求用紙を不正に使用

「問題点」

業務以外の目的での職務上請求用紙の使用とあるがこの「業務」は人に頼まれて取得するのは業務ではないと説明された。

「違法性」

戸籍法違反 （戸籍法 121 条、123 条を参照）

その他として、個人情報保護法、都道府県の条例

「戸籍事務」

京都市の事務 職務上請求については個人情報開示の対象とする（使者、補助者は非開示）→これは京都市に関してのため市町村によっては若干対応が異なるので、その都度確認して下さいとのこと。

京都市において平成 16 年度土地家屋調査士が職務上請求をした数は約 4,000 件である。

郵送を含むため京都会会員のみとは限らない。

最後に、人権の課題について短い時間ではあったが講義をしていただき質疑応答はなく終了した。

②「オンライン申請」

講師 京都地方法務局 不動産登記部門 統括登記官 片岡義久 様

はじめに、導入の状況報告について説明。今年度末には110庁程度導入予定。また京都では本局、伏見で11月末から導入される旨近日中に官報にて発表されるとのこと。

埼玉地方法務局上尾出張所でこの半年間にオンライン申請された数は十数件である。

また上尾出張所は職員13名、年間約34,000件の登記申請がある。

割合的にはかなり少ないとのことである。

オンライン申請の流れについては各自法務省のホームページを参照して欲しいとのこと。

導入後の主な変更点について配布資料のとおり進められた。

約1時間の講義の後質疑応答へ。

Q オンライン導入後、書面申請について今までの税通知は必要か？

A 今までと同じように添付



③「筆界特定制度」

講師 京都地方法務局 局長 幸良秋夫 様

土地の所有権登記名義人等の申請に基づき、筆界特定登記官が、筆界調査委員の意見を踏まえて土地の筆界を特定する制度である。境界紛争をなくす制度ではありません。

11月には通達を提出したい。また、施行は来年1月。

筆界特定の申請（法131条）

土地の所有権登記名義人は、筆界特定登記官に対して、当該土地とこれに隣接する他の土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができる。

職権による立件はない。

双方からの共同申請も可

所有権以外の権利者からの申請は不可

対象土地の所在地登記所を経由して提出可

相手方の土地は無番地でも可（里道、水路 etc）

共有者の一人からでも可（他の共有者に関係人として通知）

一筆の土地の一部を取得した者からでも可（省令に含まれる）

筆界特定申請情報について

申請の趣旨は配布資料の〔例〕①②あるが出来る限り図面を添付した②が望ましい。

申請情報について法131条2項をうけた規定で必要的記載事項をもって申請は可能であるが、任意的記載事項を記載するのが望ましい。

関係土地の筆界が不明なところを明確にし、出来る限りの資料を添付してもらいたい。

その理由は申請されてから筆界調査委員が調査～筆界不明線を知る作業はなるべく省略し迅速に処理を進めたいとのことからと説明。



境界確定訴訟では、境界そのものが不明であるとして、公簿面積と実測面積の比較による係争地の按分等による裁量的境界形成が行われることがあるが、筆界特定制度における筆界特定は、新たな筆界を形成する行為ではなく、この手法は採れない（諸事情を総合判断して筆界を特定する）

約1時間半の講義の後質疑応答へ

Q 証拠となる旧公図、台帳、申告書等の保管について今後どのようにされるか？

A 筆界特定制度ができたことによって新たに保管についての規定は設けない。

最後に信吉副会長のあいさつで午後5時に予定の研修を終えた。

第3回測量研修会



平成17年11月20日京北町商工会を目指し車を走らせていると、中川のトンネル付近からパラパラと小雨が……。やばい……。引き返したい……。現地到着後皆さん同じ事をおっしゃってました。しかし、一日天気にはめぐまれ事故もなく測量研修を終えることが出来ました。

私は第2回は欠席しましたが、第1回の踏査の通り基準点が配置されておりました。

今回も器械を据え付けてシャンシャンのつもりが！現場での2対回しかも手計算となると時間がかかるものですね。日常業務ではトータルステーションやコンピュータがしてくれる作業を自分たちがするわけですから大変でした。これから始まるオンライン申請でもそうかもしれませんが、器械に人間が使われないためにアナログを知っておかなければならない。しかし周りの環境はデジタルであり、それに対応しなければならぬ。今我々土地家屋調査士に於いて全ての面で一つの通過点なのではないでしょうか。そんなことを思いながら対回観測を……。なーんちゃって。

基、我が班長平塚先生は非常～に責任感、使命感があり、安心して今日一日を過ごしました。今日一日平塚先生の補助者でいられたことに感謝するほどです。(ちょっと持ち上げすぎ???) 我が班では計7点对回観測するのに観測者、観測主簿記載者は順番制でした。これがまた最後の最後に私が観測の順番に……。いつもの日常業務なら「あっ間違えた！もう一回な」なんて簡単に言うてますけど、プロフェッショナル数人の前では「ミスれない！」味わったことの無い緊張を覚えました。逆打ちで隣接者に見られながら作業をしているに匹敵するぐらいの緊張感ですかね……。観測後「OK です。

バッチリです。」の言葉に一安心。

商工会に戻り誤差などの計算をし、実習を終えました。本日は天気には恵まれたものの、やはり京北町は寒かった！次回からは近畿測量専門学校の暖かい部屋で計算です。寒くて過酷な作業もありません。皆様ちょっと参加されてみてはいかがでしょうか？何か新鮮な発見が有るかも……。???



近畿ブロック協議会 各会親睦ソフトボール大会

残暑厳しい今年の夏。9月になっても夏日は続く…。余裕を持って出かけたはずが、道中ずっと走りっぱなし。移動の電車で拭う汗、小さいハンドタオルではまにあわない。今年はなお暑いだろう南の地でのソフトボール大会。遠い。

電車を乗り継ぎ和歌山駅に着いたのは午後5時だったか。時間はどうでもいい。明朝8時半からの開会式に間に合うよう泊まることにした。



前夜祭、近畿6府県から約80名が参加。明日の親睦の試合の前の親睦。昨年の某会のような細工はあるのか。大会案内を見る「やはり!」。前夜祭閉会の和歌山会副会長の挨拶には「厳正な抽選の結果の組み合わせで・・・云々・・・」。A・Bのグループ分けには作為的な工作がある(ような気がする。注:当番会名誉のため)大阪・兵庫・そして京都。ではなく滋賀となってるから抽選なのかもしれない。わざと京都をはずしたとなるとこの大会の提案会の強豪京都はすでに過去のことになってしまったのだろう。



翌日は少しどんよりとした空。準備中に雨もバラバラと降っている。

次回開催会京都会の総務部長の選手宣誓

さあ、試合開始!京都会は和歌山会と。和歌山はすでに奈良会との試合を終了12対7で勝利している。その勢いで京都会にも勝利。スコアは以下のとおり。

チーム	1	2	3	4	5	6	7	合計
京 都 会	0	0	1	0	0			1
大 阪 会	6	4	2	0	X			14

初回からかつ飛ばす我がチームは初回0点。その裏にはエラーもあり6点もくれてやった。玉はバットにはあたるが打ち上げてばかりでほとんどがアウト。欲張らない。こつこつと。

自己主張の強いメンバーがバラバラなプレーをする。(許してね。)

第2試合。奈良会と対戦。昨年負けた。奈良会は京都に勝利したとスコアの前で記念写

真をとり会報の表紙にしてしまった。全国に配布された。勝敗は・・・。

チーム	1	2	3	4	5	6	7	合計
京 都 会	0	0	0	1	3	2		6
奈 良 会	0	4	1	0	0	2×		7

10月に届いた奈良会会報の表紙には笑顔のメンバーとこのスコアが写っていた。今年も全国に配布された。

負け続けている。今年も最下位はいやだ。しかし、今年はぎりぎりの人数での参加。朝から空は曇っているが暑い。選手はもう限界になり『君、でないか？』の監督の言葉を私は丁寧にお断りした。

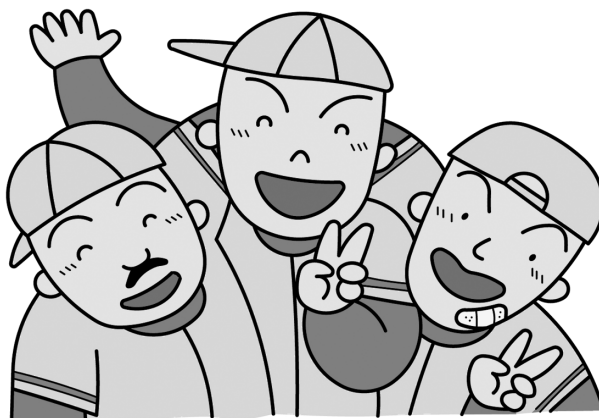


5位、6位決定戦は一昨年の優勝者滋賀会と試合内容は忘れたのでスコアだけ。良くがんばった！！来年は京都だ。選手は豊富に揃うだろう。京都で優勝しよう。

チーム	1	2	3	4	5	6	7	合計
滋 賀 会	1	1	3	0				4
京 都 会	3	4	4	2×				11

順位

優勝	和歌山県土地家屋調査士会
準優勝	兵庫県土地家屋調査士会
3位	大阪土地家屋調査士会
4位	奈良県土地家屋調査士会
5位	京都土地家屋調査士会
6位	滋賀県土地家屋調査士会



近畿ブロック協議会

第 21 回親睦ゴルフ大会に参加して

城南支部 森 井 雅 春

平成 17 年 10 月 3 日〔月〕奈良会のお世話によって、第 21 回親睦ゴルフ大会が歴史ある奈良の閑静地、「奈良の杜ゴルフクラブ」で盛大に開催されました。

昨年の兵庫大会での大雨とはうって変わり、今年は秋晴れのゴルフ日和の中、腕自慢のゴルフ好きが 73 名も集合し、一時業務を忘れての楽しい競技会でした。

今年は、奈良会場ということで、比較的近いため当日の朝、美濃会員と待ち合わせの上同行しました。

車中で顔を見合わせながら、昨年度の大会も京都会は無様な結果を招いたなあ〜と反省しながら、今年こそは何とか団体優勝？あわよくば個人優勝？と欲張り、頑張るぞ〜と気合を入れて一路会場へ向かって走りました。

集合時間には余裕で到着し、既に大勢の会員が久しぶりの顔合わせとあって、あちらこちらで挨拶や笑い声が飛び交う等、なごやかな雰囲気でした。

今年度の組合せを誰がされたのか、兵庫会の横田明彦会員は、昨年度雨の中見事に優勝された会員、奈良会の長村正人会員は調査士でも数少ないシングルプレーヤー、大阪会の福島賀久会員は初対面であり、みんなゴルフ上手のガッシリ体格ばかり、緊張を隠せぬままにいよいよスタートの時間が迫ってきました。

そんな殺生なあ〜、なんとスタートホールからいきなりドライビングコンテストがあり、「mmまで計ってどないするんや〜」と野次が飛び交う中、さすが測量屋さんのゴルフコンペやなあ〜とキャディさんもニンマリ。

実は、光波測距儀を使っただけの飛距離測定でした。

プレーヤーは、ギャラリーの多いスタートホールでいい所見せようと、ガチガチに力が入っているのがよくわかり、私も同様に力んでしまい 169.28m しか飛ばなくてガッカリ！

しかし、計測不能なほどボールは曲がっていなかっただけましと満足満足。因みに最高飛距離は和歌山会原裕章会員の 249.530m でした。

計測協力いただきました田中測量機販売の皆様、一時のお楽しみありがとうございました。

みんなホールを消化するごとにそれぞれ落ち着きが出てきて、実力を発揮したプレーが続出しました。

プレー中には、ゴルフや仕事の会話も弾み、同業者としての交流が出来て本当に楽しい一時を過ごしました。

プレーも全て終了し、お風呂に入って汗を流してサッパリしたところで、いよいよ表彰式

に入りました。

個人優勝は、昨年に続いて兵庫会の横田明彦会員でグロス 84 ネット 70.8 でした。さすが立派！

団体優勝は奈良会で、今年も残念ながら京都会は何にも無しで終わりました。

優勝とベストグロス賞〔奈良会の長村正人会員でグロス 77 の好結果〕が同じ組から表彰されたのは非常に喜ばしいことであり、好プレーにつられて私も 90 のスコアで回れたことに満足しています。

今年も健康でゴルフが出来た事に感謝し、来年も優勝？を目指しゴルフが出来て、そして近畿ブロックの会員と楽しい一時を過せることを楽しみにしています。

今年度、お世話を戴きました「奈良会」の皆様ありがとうございました。



高知旅行記



西山支部 橋爪 美蘭



会員親睦旅行を(社)京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会と合同により11月11日(金)～11月12日(土)に1泊2日で実施しました。函館の旅行から公嘱協会と合同で行っており今回は2回目になります。参加者37名はヤサカ観光バスに乗り京都駅八条口バスプールから出発しました。集合 AM9:00、出発 AM9:30ということもあって10分程早く出発しました。後部座席は朝からお酒のせいでハイテンションになり、次の休憩先(淡路 S.A)まで持ちません!トイレ休憩&たばこ休憩を途中にして淡路 S.A は予定通りの出発になりました。昼食(バイキング料理)を賞味したころはあいにくの天気でもう雨が降っていました。大塚製薬徳島板野工場で錠剤をつくる生産ラインの見学は、屋内のため雨が降っていても関係ありません。最新鋭の設備で1日に最大900万錠の薬を作ることができるそうです。原料の入荷から出荷用の箱詰めまでコンピュータで管理されているため、生産規模にしては作業員が非常に少なく感じました。ホテルでの宴会は、高知会大石会長、沖田副会長、連合会川本理事をお招きして盛大に執り行い、高知会から鯛、伊勢海老の活け造りの差し入れありがとうございました。お気遣いさせて大変恐縮しています。この紙面をお借りしてお礼申し上げます。

2日目は、雨も上がり皆さんの行いがよいのか旅行日和です。朝一番に高知城の追手門前で記念写真を撮影し、申込者は1枚1,000円を支払って次の見学地で写真を受け取ることになりました。引換券を片手に写り具合を気にしながら汗を流して天守閣に登りました。坂本龍馬記念館を見学したあと添乗員の江上さんが、「高知城で2回撮った写真が2枚とも“ピンボケ”ですわ～。誠に申し訳ありませんが、桂浜を散策する途中に坂本龍馬の銅像があります。そこで記念撮影をしますので宜しく。添乗員になって7年になりますが、プロのカメラマンが撮影した写真が2回とも“ピンボケ”は初めてですわ～。引換券をお持ちの方1,000円と“ピンボケ”の写真をお渡しします。」露出オーバーで「ピンボケ」なんて、ほんとにプロのカメラマンですか?と疑いますね。銅像



前で前回と違うカメラマンに綺麗な思い出の写真を撮影していただいて、しかも全員に無料配付の交渉に当たってくれた江上さんに感謝です。2日目は天候に恵まれ予定通りの観光を無事に終え、京都に向けて出発できました。行きとは打って変わって車内は静かで、軽快にバスを走らせることができました。予定より早く八条口に到着し、事故もなく、楽しい旅行ができました。来年も公嘱協会とともに親睦旅行を企画し、また皆さんの元気な姿を拝見できるのを楽しみにしています。

平成 1 7 年第 2 1 回通常総会開催

社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

当協会の第21回通常総会は、平成17年9月2日午後2時から、ホテルグランヴィア京都において、全社員178名中、会場出席者67名、委任状提出者48名、書面による議決権行使者46名の計161名の参加により開催されました。

木崎公司総務部員の開会宣言に始まり、物故者への黙祷、小林理事長の挨拶、新入社員の紹介に続いて、藤村 勉社員、木村正和社員をそれぞれ議長、副議長に選出、議事録署名者は木村義夫、中村良三両社員が指名され、直ちに議案審議に入りました。

第1号議案 平成16年度事業報告承認の件

第2号議案 平成16年度決算報告承認の件並びに監査報告

第3号議案 平成17年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成17年度予算（案）承認の件

第5号議案 業務処理規則一部改正（案）審議の件

第6号議案 役員選任報告承認の件

以上6件の全議案は、提案通り全て可決承認されました。今回は、2年ごとの役員改選期に当たっていたことから、新役員が選任され、今後の協会運営に取り組んで行くことになりました。また、平成17年度の事業計画では、制度の啓蒙と受託活動の推進、業務の効率的な処理体制と社員指導の徹底、協会の体制強化、情報の収集と公開の4本柱が基本方針として掲げられています。

ここで休憩に入り、この間を利用して、別室において新理事による理事会が開催され、新理事長に渡邊正平前副理事長、副理事長には西田盛之・井本勝美両理事が選任されました。

休憩の後、多数の来賓にご臨席頂き、渡邊理事長の挨拶に続き、来賓代表の方々から祝辞を頂戴しました。続いて祝電披露の後、西田副理事長の閉会の辞により無事終了しました。



【平成17～18年度新役員】

理 事 長	渡邊正平	総 務 部 部員	田中淳子
副理事長（総務・経理担当）	西田盛之	部員	岩垣安美
副理事長（業務・企画開発担当）	井本勝美	部員	奥田 博
専 務 理 事	平林律夫	部員	橋詰豊史
常 任 理 事（総 務 部 長）	俣野恭広	部員	麻島克司
常 任 理 事（経 理 部 長）	木崎公司	経 理 部 部員	若林 智
常 任 理 事（業 務 部 長）	溝尻和弘	部員	阪本樹芳
常 任 理 事（企画開発部長）	木下 光	部員	南 育雄
理 事（総務・企画開発担当）	信吉秀起	業 務 部 部員	森本 隆
理 事（総務・企画開発担当）	武川善彦	部員	梶田憲義
理 事（経理・業務担当）	上茶谷英治	部員	松尾康夫
理 事（業務・経理担当）	北村尚嗣	部員	竹上 均
監 事	山崎春男	部員	長岡賢造
監 事	塩崎幸生	部員	梶谷 誠
監 事	横山英世	部員	片山文昭
相 談 役	田中 牟	部員	富田正典
相 談 役	浅田詔夫	企画開発部部員	辻井 健
配分委員会 委員長	乾倬一郎	部員	筒井 武
副委員長	森井雅春	部員	吉見康二
委 員	新 邦夫	部員	宮坂雅人
委 員	木村實雄	部員	山藤長継
委 員	大西眞二	部員	富士原 衛
業務指導委員会委員長	松尾康夫	部員	松井 一
副委員長	中村良三	部員	大西眞二
委 員	美濃 勉	部員	織田道夫
委 員	信吉秀起	地区幹事 中丹東土木事務所	千原 進
委 員	高井文男	中丹西土木事務所	上総 努
委 員	田 聡	京丹後市	富田正典
京都支所長	宮坂雅人	宮津・与謝管内	松井 一
京都南支所長	山藤長継	亀岡市	渡邊正平
園部支所長	富士原 衛		
丹後支所長	松井 一		
舞鶴支所長	大西眞二		
中丹支所長	織田道夫		

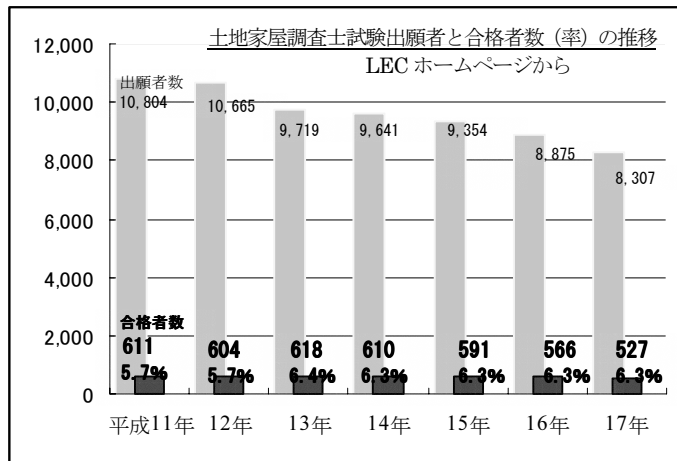
新しい時代の 土地家屋調査士に期待



昨年10月9日 資格試験受験指導の学校 **LEC東京リーガルマインド** 京都駅前本校の主催で社団法人京都公共登記土地家屋調査士協会西田盛之の副理事長が『土地家屋調査士開業と京都における公共嘱託登記』をテーマに講演をした。

会場には合格者、受験生、土地家屋調査士ら約40名が訪れ、内10名ほどが土地家屋調査士開業志望者であった。

演題の土地家屋調査士開業について、西田副理事長は受験動機から開業に至るまでの自ら



経験を、調査士業務では実務的な業務やその報酬、開業後の日々の研鑽の重要なことを講演。もう一つのテーマである「京都における公共嘱託登記」では協会が、公共の利益となる事業を官公署等が行う場合、道路用地の取得など不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量から登記の嘱託手続をして公共事業が円滑迅速に実現されるよう設立された団体であることを説明し、その具

体的業務内容などを話した。

さて、昨年12月平成17年度の土地家屋調査士試験合格者が発表された。本年度は全国で出願者数8,307名、合格者数527名、合格率は6.3%。受験地京都では23名が合格している。LECの資料を見てみると、ここ数年の受験者数は年々減少している。土地家屋調査士が魅力のない仕事になっているのだろうか。

平成14年に土地家屋調査士法人の創設を認め、昨年16年には登記の電子申請、翌17年には筆界特定制度の創設と。不動産登記法は3年間に3度も改正された。また、平成19年には民間紛争解決手続きの業務の行う団体としての認証を受ける団体なるよう、本年より土地家屋調査士特別研修が始まる。不動産登記申請の代理人として半世紀。制度は大きく変わった。法律専門職者、技術者、調停人…として。土地家屋調査士への国民の期待は高まってゆく、と私は確信する。

今回、公嘱協会副理事長の講演を機に『資格の総合スクール』東京リーガルマインド(LEC)の校舎へ入ることができた。受験資料を熱心に読み、講義に集中する受講生のその真剣な態度。あたらしい時代の土地家屋調査士たちには、専門業務以外にも大いに関わり知識を得、資格取得・開業の後には人として信頼され活躍されることを期待したい。

韓流ブームの中、新しい年を迎えて

土地家屋調査士 金 安 有 実

平成 17 年の 1 年間は私にとって本当に忙しい年でした、仕事に追われる毎日でその上みやこ南支部の支部長まで引き受ける事となりました。

その多忙極める生活の中で文化的な出来事を顧みるに韓流ブームなるものがありました。私もそのブームに遅れまいとして、「冬のソナタ」から始まり韓国の古典ドラマの「大長今」の誓い」迄をかなりの時間を裂いて眠たい中必死でビデオ鑑賞しました。

冬ソナは韓国語版で鑑賞しテチャングンは日本語字幕入りで鑑賞しましたが中々見応えのあるドラマでした。

何もここで、これらのドラマの評価を論評しようと言うものではありません。私がこの紙面を借りて、ちょうど良い機会なので日本語と韓国語の類似点を知る限り、書いてみようかなと思い書き始めた訳です。最終目標は多くの方々に韓国語を第二言語として取得して頂きたい希望もあります。

言語学的にはアルタイ語科に属すると聞いていますので、両国の言葉は、主語述語の次に副詞、形容詞、名詞、最後に動詞と並んで表現されていく様に全く同じような並びにあります。

だから日本人が韓国語を勉強習得しようと思えば英語を始めとする一連のヨーロッパ言語と中国語を習得するよりをかなり楽に読み書き会話が出来、素早く上達します。

同じように韓国人が日本語を会話習得するを見るに日本人が目を見張る早さでニューカマーの彼女や学生たちはあつと言う間に日本語を習得して行きます。(勿論生活が掛かっているから意気込みが違うかも知れません。)

特に固有のひらがな日本語と固有のハングル語と漢字読み音を比較してみると、

	日本語ローマ字表記	韓国語ローマ字表
かえる	KAERU	KEGURI
カラス	KARASU	KAMAGI
瓜	URI	ORI
柿、熊	KAKI、KUMA	KAMU、KOMU
龍馬	RYOUMA	YONGMA

その他諸々、偶然の一致もあるモノも有ると思いますが、かなりの単語が非常によく似ています。

次に発音ですが日本語と韓国語とでは発音数が圧倒的に数が違い過ぎます。

漢字の意味は非常に似ていて読み方と発音の練習をし、覚えさえすればかなりの韓国語会話が出来るようになります。しかし韓国語の発音はかなりのやっかいモノです。

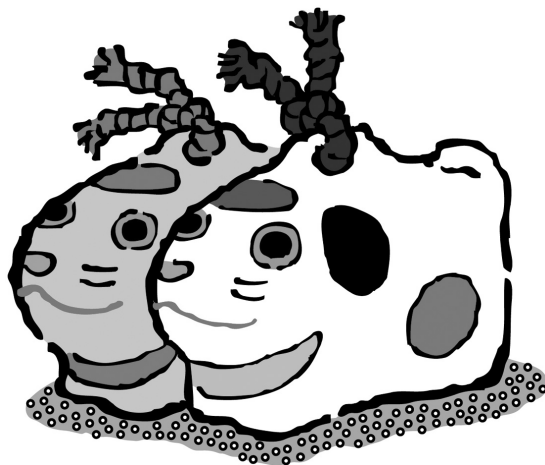
ここで韓国語の発音は 21 の母音と 19 の子音が有りその数を掛け合わせると 19×21 の 399 個の発音がある事になりますが現実にはそんなに多くを区別して発音は不可能ですがしか

し沢山あります。しかるに文字で表して初めて意味が違う事が判ります。

特に発音に関しては日本語も晋は5文字の母音と14個の子音だけでなかったと思いますし、文字を見るに、ゐ、ゑ、を、含む母音も有り NG 音のウンもあったと思います。

その点、韓国人の方が発音的には圧倒的に多くを発音できますので、会話では韓国なまりの日本語を早く習得発声できます。逆に韓国人が日本語を習って非常に困るのは日本語の多感で豊富な言語の表現です。美しい、麗しい、きれい、きらびやか、雅だ、華々しいその他漢字表現、音読み訓読みまで入れると又、その場の雰囲気、感情、相手を見ての使い分け（敬語は韓国語にも有る。）それらを含めると語彙の豊富さには根を上げてしまいます。

いろいろ取り留めない韓流ブームから韓国語のすすめを書きましたが現実に日本語を言語母体として20歳になって韓国語を習い、読み書き会話まで習得して来た私としての経験を踏まえて書きましたので、決して短期間での韓国語会話習得が、無茶な事では無いと確信しています。36年の歴史を超える戦後年数が経ちお互いの事を解り合えるのはまず言葉を理解し習得する事が両国における、更なる日本ブーム、韓流ブームに拍車を駆けると思います。



「雨ニモ負ケズ」

嵯峨支部 前 野 新 治

「雨ニモマケズ」
 雨ニモマケズ
 風ニモマケズ
 雪ニモ夏ノ暑サニモマケヌ
 丈夫ナカラダヲモチ
 慾ハナク
 決シテ瞋ラズ
 イツモシツカニワラッテキル
 一日ニ玄米四合ト
 味噌ト少シノ野菜ヲタベ
 アラユルコトヲ
 ジブンヲカンジョウニ入レズニ
 ヨクミキキシワカリ
 ソシテワスレズ
 野原ノ松ノ林ノ陰ノ
 小サナ萱ブキノ小屋ニキテ
 東ニ病氣ノコドモアレバ
 行ッテ看病シテヤリ
 西ニツカレタ母アレバ
 行ッテソノ稲ノ束ヲ負ヒ
 南ニ死ニサウナ人アレバ
 行ッテコワガラナクテモイイトイヒ
 北ニケンクワヤソシヨウガアレバ
 ツマラナイカラヤメロトイヒ
 ヒデリノトキハナミダヲナガシ
 サムサノナツハオロオロアルキ
 ミニナニデクノボウトヨバレ
 ホメラレモセズ
 クニモサレズ
 サウイフモノニ
 ワタシハ
 ナリタイ

座右の銘と云う訳ではないのですが、宮沢賢治の詩が気に入っている。作家であり農業技術指導者として岩手の辺境の地で農民の生活向上を目指した厳しくも清貧で骨太の生き様がこの詩には色濃く反映されているように感じるからです。

今、土地家屋調査士は、大きな変革期に差し掛かっている様に思えます。不動産登記法の改正により筆界特定制度の開始時期はもう足元まできていますし、不動産登記オンライン申請システム導入を見据えた、アナログからデジタル化への情報処理の再構築、地積測量図の国家座標化を目指した測量技術の習得、ADR については筆界に対する見識を今まで以上に深めなお且つ民法・民事訴訟法等の知識を必要とし、個人情報保護については、今までの自分の職務上における人権についての考え方を、今一度見つめなおす必要があるようにさえ感じます。

京都会においては、各関係者のご尽力により近年並々ならぬ意欲を持って各研修・講演が、頻繁に行われるのも土地家屋調査士の将来に対する危機感と、この変革期を乗り越えた後に自らの手で社会の信頼を勝ち取り筆界の専門職として認知されることを確信されてのことと思います。

私自身としましては、目まぐるしく変わる制度の中で、知識一辺倒な方向に偏りがちになることに注意しなければならないように思えるのです。

たとえば、紛争のある筆界の立会いの現場で、デジタル処理された1ミリの狂いもない図面

を手に、法律の知識を駆使して、理路整然と説明すればすんなりと土地所有者が、納得されるのかといえば決してそうではないように思えます。専門的知識にとらわれすぎて、逆に紛争の火種を大きくしてしまう可能性も全くないとは言い切れない。確かに知識や技術は絶対的に必要であることは間違いないのですが、職務上それらのものを道具として使用するのであれば十分な配慮が必要なことを心がけなくてはいけないと思うのです。知識や技術を何処まで適用するか、裁量は個々の現場でそのつど考えていかなければならないように思えます。

土地家屋調査士として理念をどのように持ちその手段としてのスキルをどのように使うかを考えるとき、冒頭の詩は、私を励ましてくれます。雨ニモ、風ニモ、不動産登記法の改正にも負けず、人のために役立てる土地家屋調査士とサウイフモノニワタシハナリタイと。



少子高齢化社会を迎えて

城南支部 中村 良三

近年、日本が直面している問題の一つに少子高齢化があります。少子化については1980年代頃から女性の社会進出が目立ち始め、女性の晩婚化や非婚化をもたらし、社会制度の不備も手伝って子供の出生率低下という減少を引き起こしたと考えられていますが、高齢化については特に医療技術の発達により、平均寿命が飛躍的に伸びたものでこれら「少子化」、「高齢化」を合わせた言葉として認知されており、まさにこの言葉が示すとおり、男女別に分けた年齢別の人口層をグラフにすると、見事に「逆ピラミッド型」になっています。

少子化の問題は深刻で、このまま出生率の低下が進むと国を支える人口が極端に落ち込み維持出来なくなると言われています。その対策は急務で、女性が子供を産みやすく育てやすい環境造りを制度的に整える。あるいは男性の育児や家事への参加も大切である。高齢化の問題については、特に介護が必要になった時、誰が看るのかということがあります。介護を必要とする人間が増えるのに、介護をするものが減るとするのは大きな問題であり、昔のように三世代の同居世帯が多かった頃は、「嫁」つまり夫の親を介護する者がいました。しかし前述したとおり、女性の社会進出が見られる近年では、それらはあまり期待できません。さらに、戦後すぐの昭和22～24年にかけて起こった第一次ベビーブーム（いわゆる団塊の世代）世代が、あと数年で高齢者になり、この事実も高齢化の問題に重大な影響を及ぼすものと思われます。

ところで土地家屋調査士もご多分に漏れず、京都の場合、平均年齢は50歳を超えており加えて近年土地家屋調査士試験の受験者も減少していることからみても今後益々上昇すると考えられます。ADRをはじめとして筆界特定制度、オンライン登記申請等数々の研修が目白押しですが、年齢とともに学習能力は衰える一方で、私も含め四苦八苦している会員の声をよく聞きます。しかし先の制度を現時点ですべて可とするわけではありませんが、今後よりよい制度として定着するにも、全会員が一丸となって推し進めることが大事だと思います。このことがひいては国民の信頼を得て土地家屋調査士という国家資格が魅力あるものとなり、調査士を目指す若き人達の増加につながると思うのです。特に年配の諸先生方、あるいはこれから高齢者の仲間入りをする諸先生方も、大変ではありますが一層の努力と精進が寛容かと思えますし、もう少し言えば当てにならない年金制度や医療制度に期待することなく、とにかく日々健康状態のチェックを怠ることなく現役で活躍して頂くことを望みます。

前回本誌に、僭越ながら父と母のことについてお話ししましたが、たくさんの会員さんから励ましや慰めの言葉を頂戴したことにつきて、ここに紙面を借りてお礼申し上げます。

ます。同時に多くの会員さんが肉親の介護に苦勞されていることが分かりました。高齢化に伴い介護がひとつの社会現象の様に捉えられがちですが、その実態は肉体的、精神的、そして金銭的にも過酷なものがあるようです。

その後父は、松の内の明けきらない昨年正月9日の昼過ぎ、病院から危篤の知らせがあり慌てて駆けつけましたがすでに意識は無く、私たち家族を待っていたかのように暫くして息を引き取りました。97才の大往生でした。その前の年の夏頃から生きる気力失ってきており一日中寝ていることが多くなっていました。出来れば自宅で最後を看取りたかったのですが、年の瀬も押し詰まったころには食事をほとんど取れなくなったため、やむなく病院のお世話になることになりました。病院に行くことを嫌っていた父もこの時はよほど辛かったのか、さすがに同意しております。入院したものの父の容態は芳しくなく、点滴で漸く命を繋いでいる状態であり、つらい表情を見るとこの時ばかりは入院させたことを後悔しました。父の遺言でもあり葬儀は家族のみでささやかに執り行いました。

母については、おかげさまで介護施設で不自由な体ながら元気に過ごしており、何より失っていた言葉がこの頃少しずつではあるが回復してきていることが家族にとって大きな喜びとなっています。介護を受けるのは、我が家がよいといいますが、聞いた話ですがボケたり寝たきりになったら部屋にほったらかしにされ、食事も満足に与えない。あげく一日中誰とも話さず介護らしい介護を受けることはない。まさに虐待である。介護施設での要介護高齢者に対する非人間的な扱いは時々耳にしますが、在宅もまた、悲惨な場所になることがあります。人間らしい豊かな生涯を全うするには、我が家であるとか、設備の整った施設であるとかが重要ではなく、要介護者が人間として尊厳性に満ちた扱いを受けることが重要であり、それが叶うには介護に当たる人の資質に尽きると思います。要介護者になったときに我が家とか施設とかの「器」の問題でなく、その人が最後まで大事にされながら、介護も医療もそして癒しをも受けられることがとても必要なことだと思うのです。

母の介護で私たち家族が望んでいた特別養護老人ホーム（特養ホーム）の待機者は京都では1万人を越え、高齢者の増加でますます「狭き門」となっています。介護保険制度がスタートする前、特養ホームは行政が入所者を割り振る制度でしたが、「利用者による選択と契約」をうたった介護保険の導入後は「申し込み順」で入所が決まるようになりました。しかし、介護が軽度の高齢者や複数の特養ホームへの「予約的な申し込み」が殺到し、すぐにも特養ホームへの入所が必要な人が入れないことが問題化したので、厚生労働省は3年前に運営基準を見直し入所は「緊急度順」に変更されました。これを受け、京都市では優先入所の指針を設け①要介護3以上②単身か高齢の配偶者のみ、あるいは介護者が病弱か入院③居住環境に介護上著しい問題がある一の3項目すべて満たすと優先度の基本評価がAとなります。2項目ならB、1項目はCとなります。この判定を基準に入所の順番を決めるので、母のように早くから申し込みをしているものの、3項目をすべて満たしていないために待機期間はもうすぐ2年になろうとしています。ただケアマネジャーの力量で入所嘆願書などを付けて特養ホームにかけ合い、入所するケースもあるようです。

一方で福祉に関する費用は莫大なものとなっており、厚生労働省は介護保険費用を抑制するため、施設をあまり増やさないようである。今後団塊の世代と言われる人たちやそれに続く多くの国民が長生きすればするほど、いずれは何らかの介護を受けざるを得ない。仕事人間と言われながらも社会を支えてきた世代にとって少子高齢化の時代はあまりにも住みにくい。我々は覚悟を決めなければなりません。繰り返しますが、医者世話にならない健康な肉体と、年金を当てにしない老後の蓄えを万全に。

平成17年度
土地家屋調査士試験
合格者

平成17年11月29日土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

受験地京都の合格者は以下の23名の方々です。

山本雅史	谷口明治	大場亮一	北川政次
上杉雅一	高橋英二	北川 務	野間真樹
菅村由佳	秋田朋徳	藤井規覚	辻 博文
雨宮敏之	水杉謙二	山岸一夫	近藤秀紀
石原章裕	重定頼和	柴垣久代	角江貴嗣
島本英年	久住 修	鈴木章久	

(敬称略) 11月30日京都新聞より
おめでとうございます。

(最近の出願者数等)

年 度 (平成)	12	13	14	15	16	17
出 願 者 数	10,665	9,719	9,641	9,354	8,875	8,307
対前年度増減数	—	-946	-78	-287	-479	-568
対前年度増減率	—	-8.9%	-0.8%	-3.0%	-5.1%	-6.4%

出願者数(A) 8,307名

合格者数(B) 527名(男497名・94.3% 女30名・5.7%)

合格率(B/A) 6.3%

法務省ホームページより

無料相談会

本年度も総務省京都行政評価事務所、京都弁護士会、京都青年司法書士会からの要請を戴き参加して参りました。

総務省 京都行政評価事務所主催

10月 3日 下京区役所 13時～16時

10月 4日 大丸京都店 10時～16時

10月20日 山科区 東部文化会館 13時～16時

10月28日 ジャスコ久御山店 13時～16時

12月15日 木津町民会館 13時～16時

京都弁護士会主催

11月25日 市民生活センター烏丸御池角アーバネックス御池ビル 13時～16時

京都青年司法書士会主催

11月19日 ダイヤモンドシティ ハナ 10時30分～15時30分

最近の相談内容では、相続登記をする前提で分筆登記や未登記建物の表題登記をしなければならないといったような複合的な相談内容が多いように思います。京都弁護士会、京都青年司法書士会主催の相談会は他の士業の先生方と一緒に相談を受けられるので相続に関することや税金の話など、相談をする側もされる側もとても良いシステムだなと思いました。いつものことではありますが、弁護士、司法書士への相談は途切れることの無いほどの件数のように見られました。

司法書士・土地家屋調査士による登記・法律無料相談会を開催して



京都土地家屋調査士会

城南支部長 森 井 雅 春

今年度で4回目を数える事になりました「司法書士・土地家屋調査士による登記・法律無料相談会」を、去る平成17年11月23日(祝)午前10時30分から午後4時まで「ジャスコ久御山店」の店内一部を

お借りして開催いたしました。

城南支部の年間事業計画にも掲げている通り、年1回の司法書士と合同にて開催していますが、相談内容は主に「司法書士」関係の法律・登記相談が圧倒的に多く、例年土地家屋調査士に関する相談は数件しかありません。

当初から期待しているものではありませんが、やはり土地家屋調査士業務は複雑で専門的な知識を要する事から、買物のついでに「ちょっと聞こうかな」という案件はそうあるものではありません。

但し、相談にこられた方々には「パンフレット」を配布し、土地境界に関することや、表示登記の相談があれば、何なりと気楽にご相談ください〜とPRするのが開催目的でもあります。

今回も、開催するにあたり事前PRとして「リビング京都」への掲載(別紙)や京都新聞の「まちかど」欄に掲載して頂いたことや「ジャスコ久御山店内」にポスターの掲示、更には「FM845」で放送案内して頂き、当日多数相談に来られました。

「登記・法律無料相談会」の開催目的にはもう1つ理由がありまして、相談員は出来る限り若手の調査士にお願いし、勉強していただくことが実務をこなして行く上でも非常に重要であると考え、今年も7名の支部会員の出席をお願いしました。

これからも毎年継続しながら、土地家屋調査士会の発展とPRに力を入れていきたいと考えています。



「登記・法律無料相談会」 司法書士・土地家屋調査士が対応 11月23日(祝・水)午前10時30分～午後4時 京都司法書士会城南支部/京都土地家屋調査士会城南支部	
登記手続きや法律問題「どうしたらいいのかわからない」というあなた！ 頼れる司法書士・土地家屋調査士が無料でアドバイスをしてくれる「登記・法律無料相談会」があります	どこに相談したらいいの？ この手続きどうしたらいいの？ (相談内容例) ▶不動産の相続・贈与・売買 ▶会社設立・増資・役員変更 ▶自己融資・多重債務・成年後見 ▶建物の新築・増築 ▶土地の分筆・合筆・地目変更 ▶土地境界の確認

【リビング掲載記事】

筆界特定制度 平成18年1月20から

『土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて土地の筆界を特定する制度を創設するほか、司法書士及び土地家屋調査士の業務について筆界の特定についての手続の代理及び民間紛争解決手続の代理に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。』

平成17年4月6日第162国会において不動産登記法の一部を改正する法律が成立し、同月13日に交付。本年1月20日から施行される。

右のリーフレットは法務省民事局が作製したリーフレットの表紙。この制度について12のQ&Aが掲載されています。

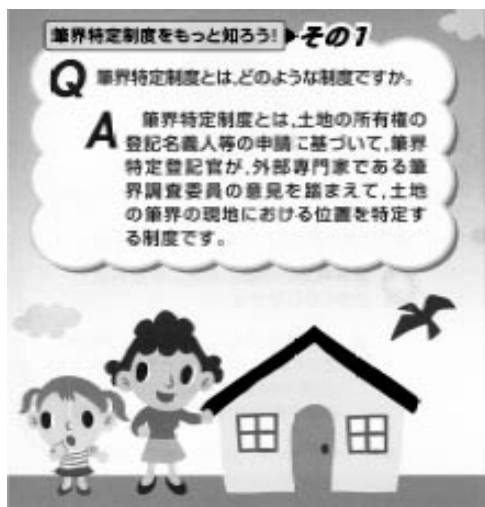
土地家屋調査士は、この制度では申請の代理人となり、また筆界特定調査委員としてこの制度に係わることになります。

昨年から幾度かの研修を行い、各会員にも制度について勉強されたことと思います。いよいよ施行されることとなり、前例のない新しい制度はどれほど登記に有効に、また紛争の解決に資することが出来るのか。深く関わる我々土地家屋調査士は期待と不安の混じった複雑な気持ちです。申請代理人としては、十分な資料収集と現地測量と筆界創設の経緯等十分な調査、また制度の利用が

最適の手段であることを確信し

ての特定申請、また筆界調査委員となった土地家屋調査士には経験、研鑽から申請された資料の解析を行い、調査委員としての能力を十二分に発揮されることを希望します。

この制度でいままでのような紛争解決に多大な時間、費用を費やすことなく、土地の有効利用が出来ることを実証し、広くこの制度の利用を広め、私たちの土地家屋調査士が国民のために貢献したい。

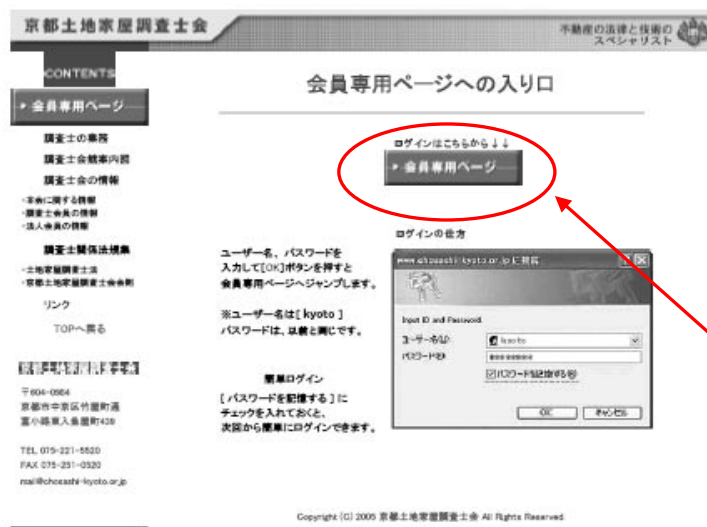


(法務省民事局リーフレットから)

京都会ホームページが新しくなりました



会員のページへは



ここをクリック

右のウィンドウがでたら、
 ユーザー名 (U) に「kyoto」
 パスワード (P) は
 いままでと同じパスワードを入力。
 「*****」と表示されます。
 【大文字】【カナ】を間違わないように。



かわら版『ちょうさし京都』を発行

京都土地家屋調査士会広報紙

かわら版

京 ちょうさし 都

2005
December発行 京都土地家屋調査士会
平成17年12月13日

昭和四十八年に建設された、京都土地家屋調査士会館は第三〇年を経過し、設備の故障や、補修などに相当な費用を要するに至るものがある状況になってきました。

平成一五年第五回定時総会において、安井会長は「五年以内を目途に新会館の建設を行う」とのべ、本年年度の機運では「これからの二年間は、今までの準備期間とするならば、実行の年である」と、この二年間、新会館建設実行委員会では、将来、境界問題解決支援センター京都駅前を開設し、地域社会への貢献をめざし、格別の努力が必要とされること、一回開館される府・市を以て対象とした会館での「表示登記無料相談」のバリエーションの必要性など諸事情を踏まえ、本年度、本格的に新会館建設計画に取り組み運びとなりました。

新会館建設にむけ始動

一〇名の会館建設実行委員は、「建て替へ」「増築」「賃貸ビルへの移転・利便性の高い場所へに移転・建設などいくつもの提案につき、条件、必要経費などを検討するため委員会を開催し、現在の場所において建て替へを行うのが最も適当であると結論した。限られた予算の中で、最良の案を決定し、実現させること、事務所会館、バリエーション、資料室等の開館を考慮し、本年の秋末から、(一社)京都公共環境建設土地家屋調査士協会の同席も含め、新会館建設プランを鋭意検討中である。

この会館建設に、会員、府・市が活用し、京都土地家屋調査士会のシンボルとして、後世に賢く継承し、ものとするよう企画立案しております。会館建設委員長 桑井雅也

京都地方法務局より不動産登記法第14条に定める地図の作成業務の依頼がありました。京都では昭和62年に城陽市での作成以来です。本年度は、基準点測量と実地調査業務が行われる。

業務は社団法人京都公共環境建設土地家屋調査士協会が受託し平成18年度から本格始動の地図作成業務が開始します。

京都市北区で地図製作作業

平成17年11月28日(月)から、京都地方法務局(不動産部)及び伏見出張所でオンラインによる不動産登記の申請ができるようになりました。書面申請の書式が今までと異なり、注意してください。なお、書式例が本会ホームページにあります。参考してください。



京都土地家屋調査士会のホームページがリニューアルし『会員のページ』へ入るのにユーザー名の入力が必要になりました。【kyoto】と入力してください。パスワードは従来どおりです。

不動産登記法改正

土地家屋調査士への期待

第162回国会で不動産登記法等の一部を改正する法律案平成17年4月13日法律第29号として公布され、平成18年1月20日施行されることとなった。

法の改正は土地の境界の迅速かつ適正な特定を図り、境界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請により、境界調査委員の意見を踏まえて土地の境界を特定する制度を創設するほか、司法書士及び土地家屋調査士の業務について境界の特定についての手続の代理及び民間紛争解決手続の代理に関する規定を整備する等の必要がある、との理由からである。我々土地家屋調査士に寄せられる国民の期待は大きく、この期待に応えるべく一層能力を高める必要がある。境界特定申請代理業務は当然我々の一般業務として行われなければならない。一方で境界特定業務も積極的に取り組まねばなりません。又、民間紛争解決についても取り組まねばなりません。これからの調査士業務は境界を特定し、且つその先に存する紛争を解決することが期待されているのです。(研修部長 木下二郎)

土地家屋調査士(ADR) 特別研修 来年三月から

土地家屋調査士がADRにおける代理権を付与されるのに必要な条件の申請として民間紛争解決手続代理業務を営むことができること、土地家屋調査士として認定を受けるための研修の申し込みが、平成18年3月19日の基礎研修から2日間、約50時間のカリキュラムが組まれています。業務と研修の両立、あるいは研修(専念)何れにせよ難しいスケジュールとなる。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律が公布され、施行を迎える段階となりました。

それを受けて、平成一七年の総会において、会費より、裁判外紛争解決手続(ADR)に関するセンター設立実施に向けての取組を検討する旨の意思表明され、平成一七年七月、日理事会において、検討期間については常任理事に付託する旨の承認がなされました。その後、常任理事会において、業務の実施について、実質的な検討を行うこととなり、以下の4項目について実施、検討いたしました。

- ① 既存資料の検討・開設済みセンターの視察
- ② ADRに関連する各種研修会の参加
- ③ ADRに非関与する各種研修会の参加
- ④ 実施案、準備委員会メンバーの選出の策定

以上の検討結果を踏まえて「国民の利便性、土地家屋調査士制度の公益性を示す意味においても、認定取得を前提としたADRは早急に設立すべきである」との結論に達し、理事に答申いたしました。

今後は、会費各位の協力・理解を得た上、設立準備委員会を中心として、ADR特別研修(平成一八年二月実施)、相談員・調停人養成のためのカリキュラムを策定し、平成一九年四月頃に開設できるものと思っております。

最後になりましたが、東京地裁の上原判事の講演に参加させていただいた時強く心に残った言葉があります。それは「あなたは、調停人として当事者と接する機会がどうしますか?」という投げかけの言葉でした。

その答えは、開設し、相談・調停が始められた時に皆様にお話しします。(業務部長 西尾光人)

昨年末にこの紙面を全会員に送付しました。会報発行が年2回となり、紙面でのタイムリーな情報伝達が困難になり、試験的に今後数回発行の予定です。

尚、本会ホームページでは京都会行事の案内、事業報告、連合会からの通知などを行なうべく早く掲載し情報伝達を行っています。

見られてない方、インターネットの環境がない方、必要な情報あると思いますので閲覧しにきてください。アドレスは <http://www.chosashi-kyoto.or.jp/> です。

訃 報

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

- 山本剛彦（伏見）会員ご尊父様が8月4日逝去されました。
- 溝尻和弘（西山）会員ご尊父様（元会員溝尻重夫様）が9月26日逝去されました。
- 町井貞一（中丹）会員が1月4日逝去されました。

会員異動

H18.1.23 メールアドレス届出

伏見支部 伊 藤 正 人 登録番号 754 号
(E-mail) maretada2525@s8.dion.ne.jp

H17.1.23 事務所変更届出(嵯峨→みやこ南へ)

みやこ南支部 目 方 俊 之 登録番号 677 号
事務所 〒604-8382 京都市中京区西ノ京北聖町10番地の3
TEL 075-801-5203 FAX 075-801-5207

H17.1.23 事務所変更届出(同一区内)

みやこ南支部 三 谷 雅 省 登録番号 457 号
事務所 〒604-0822 京都市中京区堺町通二条下る杉屋町638番地3 佐わらび堺町マンション105号
TEL 075-256-0948 FAX 075-251-1958

H18.1.13 メールアドレス変更届出

伏見支部 南 山 雅 俊 登録番号 525 号
(E-mail) nanzan@sk2.so-net.ne.jp

H18.1.4 死亡

中丹支部 町 井 貞 一

H18.1.1 事務所変更(行政区画変更 天田郡夜久野町→福知山市夜久野町へ)

中丹支部 衣 川 元 七 登録番号 718 号
事務所 〒629-1311 福知山市夜久野町日置1107番地3

H18.1.1 事務所変更(行政区画変更 天田郡夜久野町→福知山市夜久野町へ)

中丹支部 石 田 逸 博 登録番号 410 号
事務所 〒629-1304 福知山市夜久野町額田1145番地の3

H18. 1. 1 事務所変更(行政区画変更 船井郡八木町→南丹市八木町へ)

園部支部 片 山 文 昭 登録番号 710 号

事務所 〒629-0141 南丹市八木町八木杉ノ前 42 番地 2

H18. 1. 1 事務所変更(行政区画変更 船井郡園部町→南丹市園部町へ)

園部支部 清 水 明 生 登録番号 367 号

事務所 〒622-0001 南丹市園部町宮町西 35 番地 10

H18. 1. 1 事務所変更(行政区画変更 船井郡美山町→南丹市美山町へ)

園部支部 川 勝 脩 三 登録番号 237 号

事務所 〒601-0751 南丹市美山町島往古瀬 20 番地

H17.12.28 廃業

嵯峨支部 元 古 寛

H17.12.27 廃業

西山支部 小 林 繁

H17.11.1 事務所変更届出(みやこ南→伏見へ)

伏見支部 坂 本 浩 一 登録番号 759 号

事務所 〒601-8462 京都市南区唐橋井園町 3 番地 2

TEL 075-671-5841 FAX 075-671-5833

H17.11.17 改名届出(旧姓名 人見千里)

園部支部 人 見 昌 広 登録番号 468 号

H17.10.31 退会

伏見支部 永 井 勝 之

H17.10.27 事務所変更届出(右京区→西京区へ)

嵯峨支部 山 内 健 治 登録番号 685 号

事務所 〒615-8174 京都市西京区樫原中垣外 7 番地 3

TEL 075-392-6770 FAX 075-392-6880

H17.10.18 事務所変更届出(行政区画変更 丹波町→京丹波町へ)

園部支部 岡 本 凱 夫 登録番号 501 号

事務所 〒622-0213 船井郡京丹波町須知藤の森 31 番地 1

H17.10.17 事務所変更届出(みやこ北→みやこ南へ)

みやこ南支部 松 本 和 之 登録番号 556 号

事務所 〒604-0085 京都市中京区竹屋町通西洞院西入東竹屋町 414 番地

TEL 075-213-6601 FAX 075-213-6602

H17.10.7 メールアドレス変更届出

嵯峨支部 東 田 秀 一 登録番号 601 号

(E-mail) cf2c7b@bma.biglobe.ne.jp

会議報告

紛議調停委員会

日時 平成17年7月22日(金)

場所 調査士会館

業務指導委員会

日時 平成17年7月22日(金)

場所 調査士会館

研修部会

日時 平成17年7月26日(火)

場所 調査士会館

- 議題 1. 研修会スケジュール等について
2. その他

総務部会

日時 平成17年7月27日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 今年度の事業計画について
2. 会員名簿について
3. 個人情報保護法について
4. ADRについて
5. その他

財務部会

日時 平成17年7月27日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 会員親睦旅行に関する件
2. 近プロソフトボール大会に関する件

3. 近プロゴルフ大会に関する件
4. その他

会館建設実行委員会

日時 平成17年7月27日(水)

場所 調査士会館

地域慣習調査委員会

日時 平成17年7月27日(水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 25-2PTの引継の件
 2. 今年度の事業計画
 3. 既調査分の精査、整理の件
 4. 既調査分の分析手法の検討
 5. その他

表示登記研究会

日時 平成17年7月28日(木)

場所 調査士会館

業務部会

日時 平成17年7月28日(木)

場所 調査士会館

- 議題
1. 業務部員各事業計画分掌について
 2. 官民境界確定・査定資料の検証方法
 3. 無料相談会実施要領について
 4. その他

土地境界鑑定委員会

日時 平成17年7月28日(木)

場所 調査士会館

- 議題
1. ワンポイント講座について

会館建設実行委員会

日時 平成17年7月28日(木)

場所 調査士会館

研究部会

日時 平成17年8月3日(水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項(部長他)
 2. 各研究テーマ担当者の方針報告の件
 3. 個人情報保護法に関する書籍購入案の件
 4. その他

会館建設実行委員会

日時 平成17年8月9日(火)

場所 調査士会館

常任理事会

日時 平成17年8月17日(水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 諸報告
 2. 会館建設に向けての臨時総会開催について
 3. 公嘱協会の理事推薦について
 4. 親睦旅行について
 5. ADRに関する件
 6. 筆界特定に関する件
 7. オンライン申請について
 8. 改正不動産登記法移行に関する件
 9. 研修会出席者のHP掲載方法について
 10. 研修会撮影ビデオの記録、機材購入について
 11. 業務研修会等の内容、日程について
 12. 調測要領研修用冊子、有償頒布について
 13. その他

広報部会

日時 平成17年8月18日(木)

場所 調査士会館

- 議題
1. ホームページリニューアルについて
 2. ラジオ広報番組制作について
 3. 研修会報告記事担当者の決定
 4. 第138号原稿について

5. その他

ホームページ運営委員会

日時 平成17年8月18日(木)

場所 調査士会館

議題 1. 打ち合わせ

研修部会

日時 平成17年8月23日(火)

場所 調査士会館

議題 1. 法學研修、測量研修の内容検討
2. 業務研修会(筆界特定)開催について
3. その他

総務部会

日時 平成17年8月24日(水)

場所 調査士会館

議題 1. 業務研修について
2. 個人情報保護法について
3. 調査士倫理について
4. 会館建設と総務の役割について
5. その他

業務部会

日時 平成17年8月24日(水)

場所 調査士会館

議題 1. ADRに関する件
2. 筆界特定に関する件
3. オンライン申請について
4. 改正不動産登記法移行に関する件
5. 無料相談会の件
6. 調査士倫理に関する件
7. その他

土地境界鑑定委員会

日時 平成17年8月24日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 近畿ブロック境界鑑定講座の件
2. その他

地域慣習調査委員会

日時 平成17年8月26日(金)

場所 調査士会館

- 議題 1. 各班の事業計画案検討
2. 今年度調査対象地の報告
3. 資料の整理方法の報告
4. その他

研究部会

日時 平成17年9月7日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項(部長他)
2. 各研究テーマの担当者の報告の件
3. 市町村史、地誌に関する書籍購入案の件
4. 在宅研究の募集の件(状況含む)
5. その他

紛議調停委員会

日時 平成17年9月8日(木)

場所 調査士会館

常任理事会

日時 平成17年9月14日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 諸報告
2. 改正調査・測量実施要領を会則92条に定める要領とする件
3. 公嘱協会との事務連絡会開催について
4. オンライン申請についての今後の対応
5. 筆界特定申請についての今後の対応
6. 新入会員研修会開催について
7. 業務研修会開催について
8. 支部長会議上程議案

- 9. 研修ビデオ(DVD)貸し出しについて
- 10. 個人情報保護法に基づく会員事務所掲載サンプル配布について
- 11. その他

会館建設実行委員会

日時 平成17年9月14日(水)

場所 調査士会館

広報部会

日時 平成17年9月21日(水)

場所 調査士会館

- 議題
- 1. ホームページコンテンツについて
 - 2. ラジオ広報について
 - 3. その他

土地境界鑑定委員会

日時 平成17年9月22日(木)

場所 調査士会館

- 議題
- 1. 近畿ブロック境界鑑定講座 講師推薦の件
 - 2. 研修部からの研修開催 依頼の件

業務部会

日時 平成17年9月22日(木)

場所 調査士会館

- 議題
- 1. 改正調査・測量実施要領会則位置付けに関する件
 - 2. 新入会員研修会役割分担
 - 3. オンライン申請についての今後の対応
 - 4. 筆界特定申請についての今後の対応
 - 5. 業務部としてのADRに関する対応
 - 6. その他

研修部会

日時 平成17年9月27日(火)

場所 調査士会館

- 議題
- 1. 業務研修会(10/20)の打ち合わせ
 - 2. 業務研修会(10/28)の打ち合わせ

3. 法学研修会、測量研修会の打ち合わせ
4. その他

総務部会

- 日時 平成17年9月28日(水)
- 場所 調査士会館
- 議題
1. 業務研修について
 2. 個人情報保護法について
 3. 調査士倫理について
 4. 新年協議会予定日の臨時総会開催について
 5. その他

財務部会

- 日時 平成17年9月28日(水)
- 場所 調査士会館
- 議題
1. 親睦旅行について
 2. 会館建設実行委員会よりの研究事項について
 3. その他

地域慣習調査委員会

- 日時 平成17年9月29日(木)
- 場所 調査士会館

会館建設実行委員会

- 日時 平成17年9月29日(木)
- 場所 調査士会館
- 議題
1. 会館建設に関する件
 2. その他

第29回事務連絡会

- 日時 平成17年9月29日(木)
- 場所 調査士会館

研究部会

- 日時 平成17年10月5日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項（部長他）
2. 各研究テーマ担当者の報告の件
3. 市町村史、地誌に関する書籍購入案の件
4. 在宅研究の研究テーマ説明会の件
5. その他

常任理事会

日時 平成17年10月12日（水）

場所 調査士会館

業務及び会計監査

日時 平成17年10月19日（水）

場所 調査士会館

会館建設実行委員会

日時 平成17年10月20日（木）

場所 調査士会館

- 議題 1. 会館建設について
2. その他

土地境界鑑定委員会

日時 平成17年10月20日（木）

場所 調査士会館

- 議題 1. 近畿ブロック鑑定統一講座について
2. 紙川委員（兵庫会）CD作成による鑑定統一講座の内容について
3. 書籍購入の件
4. 京都地方裁判所判事講演依頼の件

業務部会

日時 平成17年10月20日（木）

場所 調査士会館

- 議題 1. 筆界特定制度の運用について
2. 境界問題解決支援センターきょうと（仮称）準備・検討会の設置について
3. 不動産登記法14条地図作成委員会について
4. その他

広報部会

日時 平成17年10月21日(金)

場所 調査士会館

- 議題
1. ラジオ広報について
 2. 第138号原稿について
 3. 「上京区ふれあい祭」みやこ北支部催事経費援助の件
 4. 京都青年司法書士会主催「各種専門家による法律相談所」相談員の件
 5. 建設タイムスへの広告掲載依頼
 6. 18年11月 国際シンポジウムへの協力
 7. その他

支部長会議

日時 平成17年10月25日(火)

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 会館建設について
 3. その他

表紙制度実行委員会

日時 平成17年10月25日(火)

場所 調査士会館

- 議題
1. 平成17年度表紙発行状況
 2. 平成18年度表紙について
 3. その他

総務部会

日時 平成17年10月26日(水)

場所 調査士会館

- 議題
1. 臨時総会・新年協議会について
 2. 調査士倫理について
 3. 諸規則の見直しについて
 4. その他

財務部会

日時 平成17年10月26日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 親睦旅行について
2. 会館建設資金について
3. その他

理事会

日時 平成17年10月26日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 平成17年度上半期事業報告の件
2. 平成17年度下半期事業執行の件
3. 改正調査・測量実施要領を会則92条に定める要領とする件
4. その他

地域慣習調査委員会

日時 平成17年10月27日(木)

場所 京都府立資料館

- 議題 1. 府下の市町村の史誌調査

研修部会

日時 平成17年10月28日(金)

場所 キャンパスプラザ京都

- 議題 1. 法学研修会アンケートのまとめ
2. 新入会員研修会について
3. その他

研究部会

日時 平成17年11月2日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項(部長他)
2. 各研究テーマ担当者の報告の件
3. CDの発注先及び原版について
4. 在宅研究のテーマ報告と今後の検証について
5. 前回の付託の委託業務の資料収集の件
6. その他

編集後記

新年を迎え皆様におかれましては益々ご清栄のことと存じ上げます。

さて、私にとりまして昨年は慌ただしく過ぎ去った1年でした。日々の業務、法律の改正、新しい制度等々。色々勉強せねばと思いながらもできずに過ごしてしまったように感じます。そうした中、12月からバレーボールの練習に参加する事となりました。もちろん趣味の範囲でという事ですが。中学校の頃、バレーボール部で共に過ごした友人が近くの小学校で週1回、仲間内でバレーボールをしていると聞き、懐かしさと日頃の運動不足解消の為にと思い参加させてもらう事にしました。学生の頃にバレーボールをしていましたが、月日は想像以上に流れているらしく、ボールへの反応が遅く体の動きが本当に鈍いのです。イメージは昔のままにあるのですが足が出てくれない。これほどに動けないのかと正直驚きました。それでも相手コートから撃ち込まれるボールを何とかして拾う、飛び込む。その瞬間には目の前のボールにだけに集中しているという実感があり、とても楽しい時間が過ごせ、気持ちのリフレッシュもできるのです。

昨年は日々の業務と土地家屋調査士を取り巻く状況の変化に揉まれ、ともすれば目標を失いがちだったように感じます。日々の業務、変化に対応しながらリフレッシュできる時間を持つ、そうやって強弱をつけて過ごせるような1年にできればと考えております。編集後記にしてはやや個人的な話に過ぎたかもしれませんが、昨年を振り返りこの1年をいかに過ごそうかと心弾ませながら考えてみたいと思います。

末永貴裕

発 行 所

〒604-0984
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439

京 都 土 地 家 屋 調 査 士 会 ©

TEL (075) 2 2 1 - 5 5 2 0

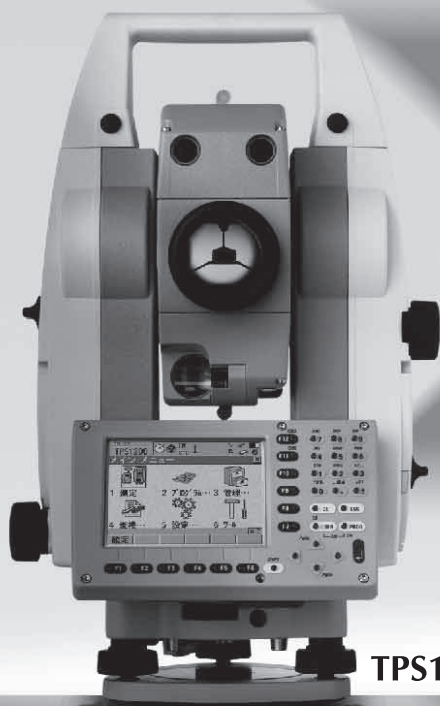
FAX (075) 2 5 1 - 0 5 2 0

<http://www.chosashi-kyoto.or.jp>

e-mail mail@chosashi-kyoto.or.jp

ライカ ユニバーサル測量システム System1200シリーズ

ふたつのセンサー、ひとつのコンセプト



TPS1200 **NEW**



GPS1200 **NEW**

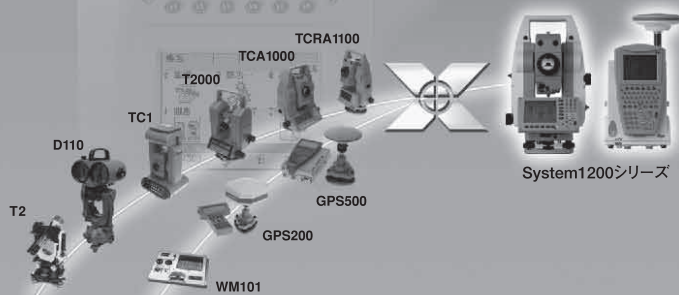


FUNCTION
integrated

ユニバーサル測量システム

伝統的な測量“TPS”、急速に成長“GPS”

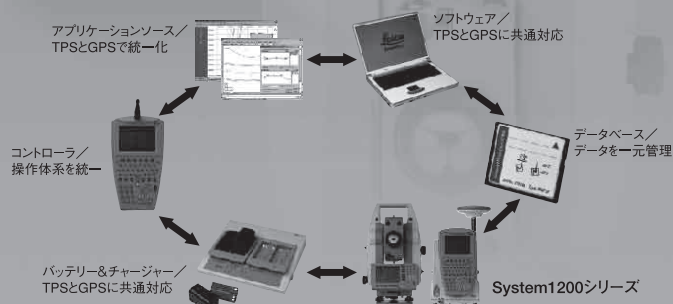
データ収集の主役である二つのセンサーを測定作業の特性に応じて気軽に使い分けていく。これこそライカが提案する『ユニバーサル測量システム』。



X FUNCTION

TPSとGPSのシームレスな連携

バッテリーやソフトウェアなど様々なアクセサリを共通化、操作系も統一。生産性を飛躍的に高め、コスト削減も実現する新規格『X FUNCTION』。



NEW

System 1200

『X FUNCTION』に基づく、TPSとGPSの最新鋭モデルが誕生。ハイエンドモデルとしての機能・性能を磨き上げました。

TPS1200

- ◎ノンプリズム／測定距離拡大・精度向上
- ◎ATR（自動視準・追尾）機能／新開発
- ◎パワーサーチ機能／強化
- ◎モーター駆動装置／新開発
- ◎操作性&データ管理／統一化・連携強化
- ◎2軸補正機構／新開発
- ◎高密度ディスプレイ／漢字表示対応
- ◎CFカード／新採用
- ◎リチウムイオンバッテリー／GPS共通

GPS1200

- ◎SmartTrack／衛星捕捉新技術
- ◎SmartCheck／RTK性能向上
- ◎アンテナ／新設計
- ◎新コントローラ／タッチパネル・視認性向上
- ◎ボディ／剛性強化
- ◎WAAS/EGNOS対応／拡張性強化
- ◎高密度ディスプレイ／漢字表示対応
- ◎CFカード／新採用
- ◎リチウムイオンバッテリー／TPS共通

富田測量器株式会社

京都市左京区二条通東山西入北側 TEL:075-761-4105 FAX:075-761-1681

ライカ ジオシステムズ株式会社

<http://www.leica-geosystems.co.jp>

大阪支店:〒540-6131 大阪市中央区城見2-1-61 Twin21 MID タワー31F Tel.06-6910-3871 Fax.06-6910-5733

Leica
Geosystems



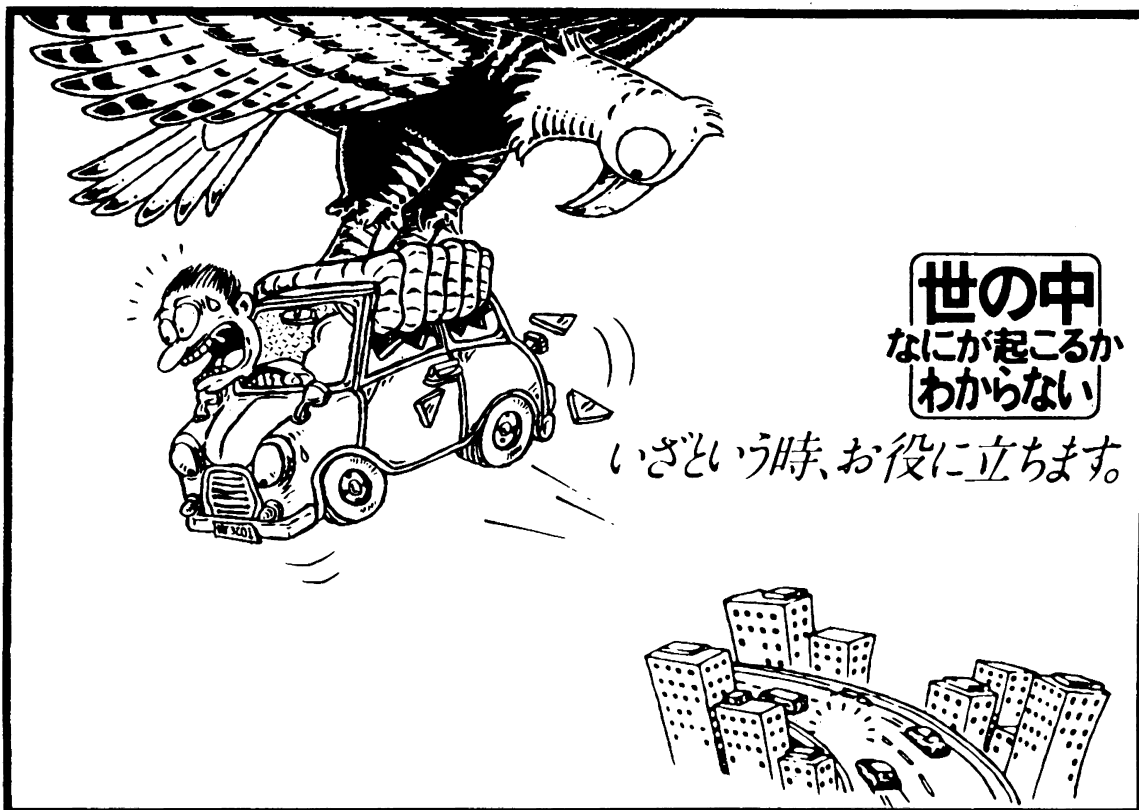
※「KES」とは京都版 ISO14000 です

環境について提案する 印刷会社



有限会社 **青倉印刷**

◎本社 〒616-8045 京都市右京区花園内畑町8-8
TEL (075)801-2339(代)・FAX (075)801-5877
E-mail : aokura@mbox.kyoto-inet.or.jp



あなたはもうご加入されましたか？ 日本土地家屋調査士会連合会共済会 土地家屋調査士賠償責任保険

この保険は、会員の皆様方が、安心して
業務を遂行できるよう、京都土地家屋調査士会
として採用されている新しい保険です。

※詳しくは本会備え付けの賠償責任保険普通保険約款
及び調査士賠償責任保険特別約款をご覧ください。

その他取扱保険

貯蓄の楽しみを補償にプラス；積立傷害保険
その他 火災保険・自動車保険等各種損害保険

ご用命は

〈取扱代理店〉株式会社 **サンビンス**

〒605-0995
京都市東山区一橋野本町21番地1
TEL 075-525-1982(代)

〈引受保険会社〉



三井住友海上

〒600-8090
京都市下京区綾小路通烏丸東入ル竹屋之町266
三井住友海上京都ビル3F
京都法人部営業2課：TEL 075-343-6142

日本土地家屋調査士会連合会
共済会各種保険取扱

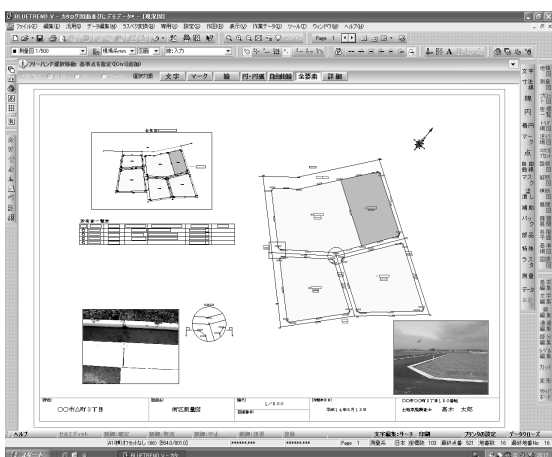
- 職 業 賠 償 責 任 保 険
○所 得 補 償 保 険
○普 通 傷 害 保 険
○測 量 機 器 総 合 保 険
○自 動 車 保 険
○介 護 費 用 保 険

損害保険代理店
有限会社桐栄サービス

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階
TEL 03-5977-0070 FAX 03-5977-0070

ブルートレンド
生まれ変わったBLUETREND。

全国の調査士から支持され続けた「BLUETREND Win」がさらに進化。
2003年9月、地籍調査対応の次世代CAD「BLUETREND “V”」、遂に登場。



土地も建物もこれ1台!

測量データの扱いから、建物・土地登記申請まで、全ての業務をこれ一台でフルカバー。座標データ(数値)を入力すれば、同時に自動で図面が作成されることはもちろん、膨大な数に及ぶデータの一元管理機能など、旧システム「BLUETREND Win」の使いやすさを継承しながら、さらに洗練されたシステムへと進化しました。

操作性が格段に向上!

オブジェクト指向インターフェイス(要素を選択後コマンドを実行する方式)を採用し、意のままに図面作成が可能。使用頻度の高いコマンドを使いやすく配置できるカスタマイズ機能なども搭載しており、スピードと正確さを両立した、まさに最先端のCADシステムです。

登記業務専用システム

低価格でありながらハイパフォーマンスを発揮。
「BLUETREND V」登記測量エディション登場!

新生「BLUETREND V」のフルバージョンから、登記申請業務用にカスタマイズされたシステム。各種座標計算から申請書類まで、一連の業務をこのシステムだけでサポートします。

【基本プログラム】●各種座標計算●面積計算●各階平面図●CAD編集●登記申請書●印刷出力等
※その他オプションもご用意しております。

地籍調査をサポート

「BLUETREND V」が「GEINS」※とシームレスな連携を実現。地籍調査をトータルサポート!

全国的な地籍調査の実施促進に伴い、調査業務の各工程において補完関係にある福井コンピュータ(株)と(株)きもとが互換ファイル形式を共同開発。地籍調査の一連の作業が一段とスムーズなものになります。

※「GEINS」は株式会社きもと様の自治体向け地籍調査支援システムです。